

平成 30 年 1 月 15 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 託送供給約款の変更の認可に関する意見 聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた東部ガスの託送供給約款の変更認可の申請について審査を行い、当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

東部瓦斯株式会社は、託送供給約款において、スイッチングにおける託送供給契約の申込期限を「託送供給開始日の前日から起算して5日前まで」と規定しているところ、休日を挟んだ場合の対応が困難であることから、これを「5営業日前まで」と改めるための託送供給約款変更の認可申請がなされ、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

申請内容について、適正なガス取引の確保の観点から評価した結果、特段の問題はないと評価されるため、本日、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

託送供給約款の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
ネットワーク事業監視課長 <sup>つねと</sup>恒藤  
担当者: 星  
電話: 03-3501-1511(内線 4371~4)  
03-3501-1585(直通)